

4 食の安全の確保

原発事故直後の3月17日、事故以前は規制のなかった食品の放射性物質汚染に関して、厚生労働省が、「飲食物摂取制限に関する指標」（原子力安全委員会 平成10年3月6日）を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当たるものとし、食用に供されることのないように対応するよう各自治体に通知した。

これを踏まえ、県では農林水産物の放射性物質検査を3月18日から本格的に開始し、暫定規制値を超える放射性物質が検出された農林水産物については出荷・販売の自粛を要請した。

国においては、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）名で、暫定規制値を超えた食品について、当該地域・品目を対象として出荷制限指示が出された。

県では、原子力災害対策本部長の指示を受け、市町村等関係機関を通じて生産者等関係事業者に対して出荷制限を要請するとともに、生産者等関係事業者への周知徹底に努め、出荷制限遵守を徹底させた。

要請に当たっては、迅速かつ確実に伝達するため、出荷制限の要請文をFAXで送信し電話で到達を確認した。

（出荷制限要請の発出先）

各市町村、各農業協同組合、各漁業協同組合、全国農業協同組合連合会茨城県本部、直売所、地方卸売市場協会、県青果物市場協会、各農林事務所、公益社団法人園芸いばらき振興協会 他

また、地域の実情に応じて、農林事務所が市町村等関係者への説明会の開催や直売所、JA等の出荷団体の巡回を行うなど出荷制限の徹底を図った。

市場やJA等では、出荷制限を生産者に徹底するため、FAXの同報通信や貼り紙等を利用して生産者に迅速に伝達するとともに、説明会の開催等により周知徹底を図った。

市町村においては、県からの要請に基づき、FAX等により地方卸売市場協会、県青果物市場協会及び産地市場等に適切な対応を要請した。

卸売市場及び産地市場においては、産地確認、記録、表示の徹底等を行い出荷制限が徹底できるよう対応した。

県では出荷制限要請が遵守されるよう、定期的な検査を行い、その結果を公表するとともに、出荷制限の継続を市町村、関係団体及び JA 等に通知した。

また、県内外の量販店及びスーパーマーケット協会等の団体、市場流通関係団体等への周知を徹底した。

農林事務所は、市町村、JA、直売所を通じて作付等の情報を収集し、出荷制限の徹底に努めた。

なお、出荷制限については、国（原子力災害対策本部）から発出された「検査計画、出荷制限品目・地域の設定解除の考え方」の基づき検査を実施し、原則として市町村 3 カ所以上、直近 1 ヶ月以内の検査結果が全て基準値以下の場合には解除することとなった。

平成 24 年 3 月 15 日、厚生労働省が、より一層食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点から食品の新基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。（米、牛肉等一部品目については、経過措置として一定期間暫定規制値を適用）

県では、4 月からの新基準値施行に向けて、3 月中から検査を実施し、100 Bq/kg を超えた農林水産物については出荷自粛を要請するとともに、海産魚種については、沿海漁協において 50Bq/kg を超えるものについては予め生産自粛を要請するなど、基準値を超えたものが市場に出回らないよう措置を講じることにした。

平成 25 年 3 月 31 日現在、特用林産物 7 品目、魚介類 14 品目、農畜産物 1 品目、野生鳥獣の肉類 1 品目の計 23 品目で国の出荷制限指示又は県の出荷自粛要請が出されている。（漁協等が自主的に出荷自粛しているものは除く。）

飲食物摂取制限に関する指標

平成 23 年 3 月 17 日厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種 ^{131}I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜, 芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種 (^{238}Pu , ^{239}Pu , ^{240}Pu , ^{242}Pu , ^{241}Am , ^{242}Cm , ^{243}Cm , ^{244}Cm 放射能濃度 の合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100Bq/kg を超えるものは, 乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳
に使用しないよう指導すること

食品中の放射性物質の規格基準 (平成 24 年 3 月 15 日告示)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品, 添加物等の規格基準の一部改正

施行・適用期日: 平成 24 年 4 月 1 日

食品の区分	基準値 (Bq/kg)
乳等省令第 2 条第 1 項に規定する乳及び同条第 40 項に規定する乳飲料	50
乳児の飲食に供することを目的として販売するものであって, 乳等省令第 2 条第 12 項に規定する乳製品 (乳飲料を除く。) 並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品	50
上記 2 項目以外の乳製品並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品	100

ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）	10
原料に茶を含む清涼飲料水	10
飲用に供する茶	10
乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳等省令第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）	50
上記以外の食品	100

（1）事故直後の対応

3月19日

- ・18日に採取したホウレンソウとネギの検査結果を公表
- ・このうち、ホウレンソウの全てが放射性ヨウ素の暫定規制値を超過したため、県内全域を対象に出荷自粛を要請

3月20日

- ・17日採取のピーマン、レタス、18日採取のホウレンソウ、ネギ、キャベツ、19日採取のトマト、ニラ、ミズナ等の野菜8品目の検査結果を公表
- ・農林水産省による本県産野菜3品目（ホウレンソウ、キャベツ、ネギ）の検査結果を公表
- ・ホウレンソウの出荷自粛の継続及び暫定規制値を下回った11品目の安全確認について、市町村、関係団体及び市場等に通知

3月21日

- ・20日採取の野菜及び水産加工品の検査結果を公表
- ・原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）に基づき、ホウレンソウ、カキナについて原子力災害対策本部から出荷制限指示があり、市町村、関係団体及び市場等に通知

3月23日

- ・パセリ、原乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の検査結果を公表
- ・原災法に基づき、原乳、パセリについて原子力災害対策本部から出荷制限指示があり、市町村、関係団体及び市場等に通知
- ・京都市中央卸売市場に出荷された本県産ミズナから暫定規制値を超える放射性物質を検出

3月24日

- ・ミズナを採取・分析し、分析できた一部の検査結果を公表

3月25日

- ・県で24日に採取したミズナの検査結果により、安全性が確認されたことを公表
- ・名古屋市中央卸売市場に出荷された本県産サニーレタスから暫定規制値を超える放射性物質を検出

3月26日

- ・県で26日に採取したサニーレタスの検査結果により、安全性が確認されたことを公表

3月30日～4月10日

- ・出荷制限解除に向けて原乳を採取し分析

4月1日

- ・厚生労働省からの検査要請により、3月31日に採取したコマツナ、チンゲンサイの検査結果を公表

4月6日～16日

- ・出荷制限解除に向けてハウレンソウ、パセリ、カキナを採取し分析

4月10日

- ・原子力災害対策本部から、原乳の出荷制限の解除指示

4月17日

- ・原子力災害対策本部から、ハウレンソウ、パセリ、カキナの出荷制限の解除指示

※一部地域(北茨城市, 高萩市)は6月1日に解除指示

(2) 農林水産物の出荷自粛及び出荷制限の状況

ア ホウレンソウ、カキナ、パセリ

- ・国の出荷制限：3月21日（ハウレンソウ、カキナ）23日（パセリ）
- ・対象地域：県全域
- ・出荷制限解除：4月17日（ハウレンソウは4月17日に一部解除、その後6月1日に全域解除）

放射性ヨウ素の暫定規制値を超えたことから、福島県、栃木県及び群馬県と合わせて初の出荷制限が指示された。

その後の検査により放射性物質測定値が低下したことから出荷制限は解除された。

これらを含む野菜については、平成24年4月以降のモニタリング調査において「検出せず」が続いている。

イ 原乳

- ・国の出荷制限：3月23日
- ・対象地域：県全域
- ・出荷制限解除：4月10日

放射性ヨウ素の暫定規制値を超えたことから出荷制限が指示された。

その後の検査により放射性物質測定値が低下したことから出荷制限は解除された。

解除後も「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部）」に基づき，クーラーステーション（集乳施設）単位で検査を行う体制を整え，定期的にモニタリング調査を続けており，放射性セシウムはほとんど検出されていない。

ウ イカナゴ

- ・県の出荷自粛要請：4月5日
- ・対象地域：県全海域
- ・出荷自粛解除：コウナゴ（イカナゴ幼魚の俗称）について解除
（平成24年4月17日（北部），5月18日（県央），
6月21日（南部））
メロウド（イカナゴ成魚の俗称）については出荷自粛
要請を継続中

平成23年4月5日に北茨城市沖のコウナゴから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され，県で出荷・販売の自粛を要請し，平成23年のコウナゴ漁は操業せず終漁となった。

なお，平成23年における北部3漁協のシラス漁は，安全性を確認して操業再開する予定であったが，東京中央卸売市場でも販売の見通しがたたないことから，年内の操業を中止した。

平成24年4月17日付けで県北部海域のコウナゴ出荷自粛を解除した後，北部3漁協は試験操業したが，市場での販売が見込めず，コウナゴ漁の自粛を決め，これに県央部以南の漁協も同調し，平成24年のコウナゴ漁も中止となった。

平成25年は，操業に向けコウナゴのサンプリングを行ったが，資源の来遊がなく漁場経営に至っていない。

エ 茶

- ・国の出荷制限：6月2日
- ・対象地域：県全域
- ・出荷制限解除：市町村ごとに解除（H25.3月現在 坂東市，古河市，常総市，八千代町，境町，大子町が解除）

平成23年の一番茶の時期に県内の茶産地を対象に放射性物質検査を実施した結果、「さしま茶」，「奥久慈茶」，「古内茶」の産地を有する市町で生産された茶葉（生茶葉）で暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから出荷制限が指示された。

茶樹内の放射性セシウム濃度の低減に向けた「深刈り」や「中切り」の実施を徹底し，暫定規制値（平成24年4月以降は新基準値）を下回った市町村から順次出荷制限解除を行った。

オ 原木しいたけ，タケノコ

平成23年4月から原木しいたけに係る放射性物質検査を実施。同年10月，11月の検査で暫定規制値を超えたものについては国からの出荷制限指示が出された。

平成24年4月からの新基準値に備え，3月から原木しいたけ及びタケノコに係る放射性物質検査を実施。基準値を超えたものについて出荷自粛を要請した。また，4月以降基準値を超えたものについては国からの出荷制限指示が出された。

県では放射性物質に汚染されたほだ木の処分や原木の更新，原木洗浄機の導入などの支援を行うほか，国と協力して移行メカニズムの解明を含めた除染栽培方法の実証実験を行っている。

カ 海産，霞ヶ浦北浦及び内水面の魚介類の出荷制限

平成24年4月から新基準値に移行することに備え，3月の検査で100Bq/kg超であった魚介類について，出荷自粛を要請した。また，海産魚介類については，市場に基準値を超えた魚介類が流通しないよう50Bq/kg～100Bq/kgの魚種についても業界が生産自粛することとした。

4月以降，基準値を超えたものについては国からの出荷制限指示が出されている。

平成24年4月に北茨城市沖のヒラメから163Bq/kgの放射性セシウムが検出され，4月17日付けで国から出荷制限が指示された。その後，放射性セシウム測定値は低下傾向を示し，基準値を安定的に下回ったことから，8月31日付けで36度38分より南の海域で出荷制限が解除された。

○ ホウレンソウ

分析機関：茨城県環境放射線監視センター
 ：(財)日本食品分析センター多摩研究所
 ：(独)農業環境技術研究所

市町村		放射能濃度 (Bq/Kg)							
		原発事故直後検査		解除に向けた検査(1回目)		解除に向けた検査(2回目)		解除に向けた検査(3回目)	
		採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
① 北茨城市	ホウレンソウ	3/18	24,000 690	—	—	4/11	1,800 621	4/16	/
		3/18	15,020 524	4/6	2,700 444	4/11	150 202	4/16	/
② 高萩市	ホウレンソウ	3/18	54,100 1,931	4/6	400 87	4/11	360 234	4/16	200 129
③ 日立市	ホウレンソウ	3/18	8,830 374	4/6	920 114	4/11	200 75	4/16	74 34
		3/18	6,100 478	4/6	190 58	4/11	180 35	4/16	110 36
④ 常陸太田市	ホウレンソウ	3/18	19,200 1,040	4/6	560 161	4/11	220 104	4/16	120 65
⑤ 大子町	ホウレンソウ	3/18	4,100 96	4/6	330 72	4/11	85 12	4/16	32 検出せず
⑥ 常陸大宮市	ホウレンソウ	3/20	1,900 71	4/6	1,000 444	4/11	140 43	4/16	75 22
⑦ 茨城町	ホウレンソウ	3/19	2,300 105	4/6	82 19	4/11	40 検出せず	4/16	17 検出せず
⑧ 鉾田市	ホウレンソウ	3/20	2,100 121	4/6	110 検出せず	4/11	47 検出せず	4/16	25 検出せず
⑨ つくば市	ホウレンソウ	3/18	—	4/6	110 12	4/11	39 17	4/16	12 検出せず
⑩ 守谷市	ホウレンソウ	—	—	4/6	320 58	4/11	60 検出せず	4/16	21 検出せず
⑪ 筑西市	ホウレンソウ	3/20	1,600 125	4/6	—	4/11	—	4/16	—
⑫ 八千代町	ホウレンソウ	3/18	9,840 233	4/6	—	4/11	—	4/16	—
⑬ 東海村	ホウレンソウ	3/18	8,420 140	4/6	—	4/11	—	4/16	—
⑭ ひたちなか市	ホウレンソウ	3/18	16,100 911	4/6	—	4/11	—	4/16	—
⑮ 那珂市	ホウレンソウ	3/18	4,200 270	4/6	—	4/11	—	4/16	—
⑯ 古河市	ホウレンソウ	3/18	—	4/6	350 51	4/11	180 62	4/16	検出せず 検出せず
	サニーレタス	—	—	3/26	—	4/7	—	—	—

注：アンダーラインは、基準値を超えたもの。
 注：その他、古河市は国からの指示によりホウレンソウの代替としてサニーレタスで検査を実施 (4/10採取)

○ カキナ

分析機関：茨城県環境放射線監視センター

市町村		放射能濃度 (Bq/Kg)							
		原発事故直後検査		解除に向けた検査(1回目)		解除に向けた検査(2回目)		解除に向けた検査(3回目)	
		採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
つくば市	カキナ	—	—	4/6	92 78	4/11	34 68	4/16	12 56
	カキナ	—	—	4/6	330 195	4/11	39 123	4/16	35 97

○ パセリ

分析機関：茨城県環境放射線監視センター

市町村		放射能濃度 (Bq/Kg)							
		原発事故直後検査		解除に向けた検査(1回目)		解除に向けた検査(2回目)		解除に向けた検査(3回目)	
		採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
鉾田市	パセリ	3/21	12,000 2,110	4/6	1,100 321	4/11	730 409	4/16	150 210
	パセリ	3/21	3,500 391	4/6	420 83	4/11	350 92	4/16	280 57
行方市	パセリ	3/21	2,000 552	4/6	150 148	4/11	77 135	4/16	21 117

注：アンダーラインは、基準値を超えたもの。

※暫定規制値 野菜類 (根菜、芋類を除く) 放射性ヨウ素 (I-131) 2,000 (Bq/kg)
 野菜類 放射性セシウム (Cs-134, 136, 137) 500 (Bq/kg)

○原乳

分析機関：茨城県環境放射線監視センター

所在地	放射能濃度 (Bq/kg) 〔上段：放射性ヨウ素 下段：放射性セシウム〕					
	第1回		第2回		第3回	
	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
常陸太田市	3/30	11	4/5	6	4/9	5
		検出せず		検出せず		検出せず
笠間市	3/30	18	4/5	6	4/9	5
		4		2		検出せず
稲敷市	3/30	23	4/5	11	4/9	7
		3		1		2
河内町	3/30	39	4/5	18	4/9	10
		8		6		5
常総市	3/30	10	4/5	5	4/9	3
		2		1		検出せず

放射性物質検査に関する主な国の通知等

平成 23 年	
3月17日	原子力安全委員会より示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当たるものとして対応するよう、各自治体に通知《厚生労働省》
4月4日	「検査計画の出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」を发出《原子力災害対策本部》
4月8日	「稲の作付に関する考え方」を发出《原子力災害対策本部》
5月6日	「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」《農林水産省》
6月27日	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、放射性ヨウ素の効果による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実《厚生労働省》
6月29日	「お茶に含まれる放射性セシウム濃度の低減に向けた対応について」《農林水産省》

7月29日	「牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法」制定《厚生労働省》
8月4日	「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正 主な改正点：①検査計画の策定を求める対象自治体に岩手，秋田，青森が追加。②個別品目の取扱いとして牛肉及び米が追加《原子力災害対策本部》
8月5日	「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定《農林水産省》
9月21日	「放射性セシウム濃度の低減に向けたお茶の整枝について」《農林水産省》
10月4日	「食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」制定《厚生労働省》
11月10日	「食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」一部改正し，「牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法の考え方について」は廃止《厚生労働省》
12月27日	「24年産稲の作付に関する考え方について」発出《農林水産省》
平成24年	
2月3日	牛用飼料の放射性セシウムの暫定許容値引き下げ（300→100Bq/kg）《農林水産省》
2月28日	「24年産稲の作付に関する方針」を策定《農林水産省》
3月1日	「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」を一部改正 （主な改正点：試験法の対象となる食品を「一般食品」スクリーニングレベル：基準値の1/2以上（50Bq/kg）測定下限値：25Bq/kg（基準値の1/4）以下《厚生労働省》
3月12日	「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正《原子力災害対策本部》
3月15日	「食品中の放射性物質の試験法について」 「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」 食品の新基準を制定 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令，乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（1）の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品，添加物等の企画基準の一部を改正する件について」《厚生労働省》
3月23日	豚，家きん用等飼料の放射性セシウムの暫定許容値引き下げ《農林水産省》
3月28日	きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値見直し《農林水産省》
6月4日	「お茶に含まれる放射性セシウム濃度低減に向けた「中切り」等の実施について」《農林水産省》

7月12日	「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」改正。4月に基準値が施行されたが，検査結果が集積されたこと及び出荷制限対象食品が多様化していることなどを踏まえて，検査対象品目，出荷制限等について見直し《厚生労働省》
平成25年	
3月19日	「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」改正。新基準値以降1年間の検査結果の集積を踏まえて，検査対象品目，出荷制限等の解除のあり方について見直し《厚生労働省》

平成25年3月31日現在の出荷制限指示及び要請状況

※既に解除されている国の出荷制限指示

品目	出荷制限	出荷制限解除
ハウレンソウ	H23年 3月21日	H23年 4月17日（一部），H24年 6月 1日（全域）
カキナ	H23年 3月21日	H24年 4月17日
パセリ	H23年 3月23日	H24年 4月17日
原乳	H23年 3月23日	H24年 4月10日
茶	H23年 6月 2日	H23年10月18日（一部）
		H24年 4月 9日，5月23，30日，6月 5日，7月24日，8月20日，9月12日，10月5，11日（一部）
イノシシ肉	H23年12月 2日	H23年12月21日（一部）
ヒラメ	H24年 4月17日	H24年 8月30日（一部：北緯36度38分より南の茨城県沖）

※既に解除されている県の出荷自粛要請（業界が自粛している50Bq/kg超100Bq/kg以下の魚介類は除く）

品目	自粛要請	自粛要請解除
イカナゴ稚魚	H23年 4月 5日	H24年 4月17日（北部），H24年 5月18日（県央部）， H24年 6月21日（南部）⇒全域解除
マコガレイ	H24年 3月27日	H24年 5月15日
ショウサイフグ	H24年 3月27日	H24年 5月15日（南部），H24年 5月18日（県央部）， H24年 7月25日（北部）⇒全域解除
ババガレイ	H24年 3月27日	H24年 5月15日
エゾイソアイナメ	H23年 9月 5日	H24年 7月 4日（南部） H24年12月12日（北部，県央部）⇒全域解除
ウスメバル	H24年 3月27日	H25年 2月28日（北部，南部） H25年 3月19日（県央部）⇒全域解除
コモンフグ	H24年 3月27日	H25年 3月 6日（一部：県央部）
ヤマメ	H24年 3月30日	H25年 3月22日

平成 25 年 3 月 31 日現在の出荷制限指示及び要請状況

品目	制限・要請等の適用範囲	区分*	指示等の発出時期
(1) 特用林産物			
原木しいたけ (露地栽培, 施設栽培)	小美玉市★, 銚田市, 行方市★, 土浦市	国指示	H23.10月
	茨城町, 阿見町★		H23.11月
★印: 露地栽培のみ出荷制限等を行っている産地	常陸大宮市★, ひたちなか市★, 那珂市★, つくばみらい市★, 守谷市★,	県要請	H24. 4月
	日立市, 高萩市, 水戸市★, 笠間市, 城里町, 石岡市, かすみがうら市, 桜川市★		H24. 3月
タケノコ	小美玉市, 茨城町, 潮来市, 石岡市, つくばみらい市, 龍ヶ崎市, 取手市, 守谷市, 利根町 北茨城市, ひたちなか市, 東海村, 大洗町, 銚田市,	国指示	H24. 4月
	水戸市, かすみがうら市, 土浦市, 阿見町, 稲敷市, 牛久市	県要請	H24. 3月
こしあぶら(野生)	日立市, 常陸大宮市, 常陸太田市	国指示	H24. 5月
野生きのこ(菌根性きのこ類)	高萩市(高萩市で発生するチチタケ等の菌根性きのこ類について, 摂取及び出荷の自粛を要請)	県要請	H23. 9月
乾しいたけ	日立市, 常陸太田市, 常陸大宮市, 笠間市, 城里町		H24. 4月
たらのめ(野生)	笠間市		
こごみ(露地栽培)	土浦市		
(2) 魚介類			
①海産 (海域: 北部→日立市沖以北, 県央部→東海村沖～大洗町沖, 南部→銚田市沖以南)			
ヒラメ	茨城県沖(北緯36度38分以南を除く)	国指示	H24. 4月
シロメバル	全域		
スズキ			
ニベ			
コモンカスベ			
イシガレイ			
マダラ		県要請	H24. 6月
イカナゴ親魚(メロウド)	H24. 7月		
コモンフグ	北部, 南部	H24. 11月	
漁協等の自主的な取組により生産自粛している魚種	アカシタビラメ(北部), アイナメ(北部), クロメバル(県央部), アカエイ(県央部), キツネメバル(北部, 南部) マルアジ(南部), クロソイ(北部), クロダイ(北部)	県要請	H23. 4月
			H24. 3月
②内水面			
ギンブナ	霞ヶ浦北浦および外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川において採捕されたもの(養殖を除く)	国指示	H24.4月
アメリカナマズ			
ウナギ	霞ヶ浦北浦および外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川, 常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む)において採捕されたもの	県要請	H24.5月
イワナ	水沼ダム上流域の花園川(養殖を除く)		H24.3月
ゲンゴロウブナ	桜川, 小野川, 新利根川, 常陸利根川, 霞ヶ浦北浦およびその流入河川		
(3) 農畜産物			
茶	県内27市町村 (坂東市・古河市・常総市・八千代町・境町・大子町・常陸太田市・常陸大宮市・城里町・石岡市・那珂市・銚田市・水戸市・高萩市, 日立市, 茨城町, つくば市は解除済み)	国指示	H23.6月
(4) 野生鳥獣の肉類			
イノシシ肉	県内全域。ただし, 石岡市内のイノシシ肉加工施設が出荷するイノシシ肉を除く	国指示	H23.12月

* 国指示: 国の原子力災害特別措置法に基づく出荷制限指示

県要請: 県の出荷・販売の自粛要請

(3) 農林水産物の検査体制の強化

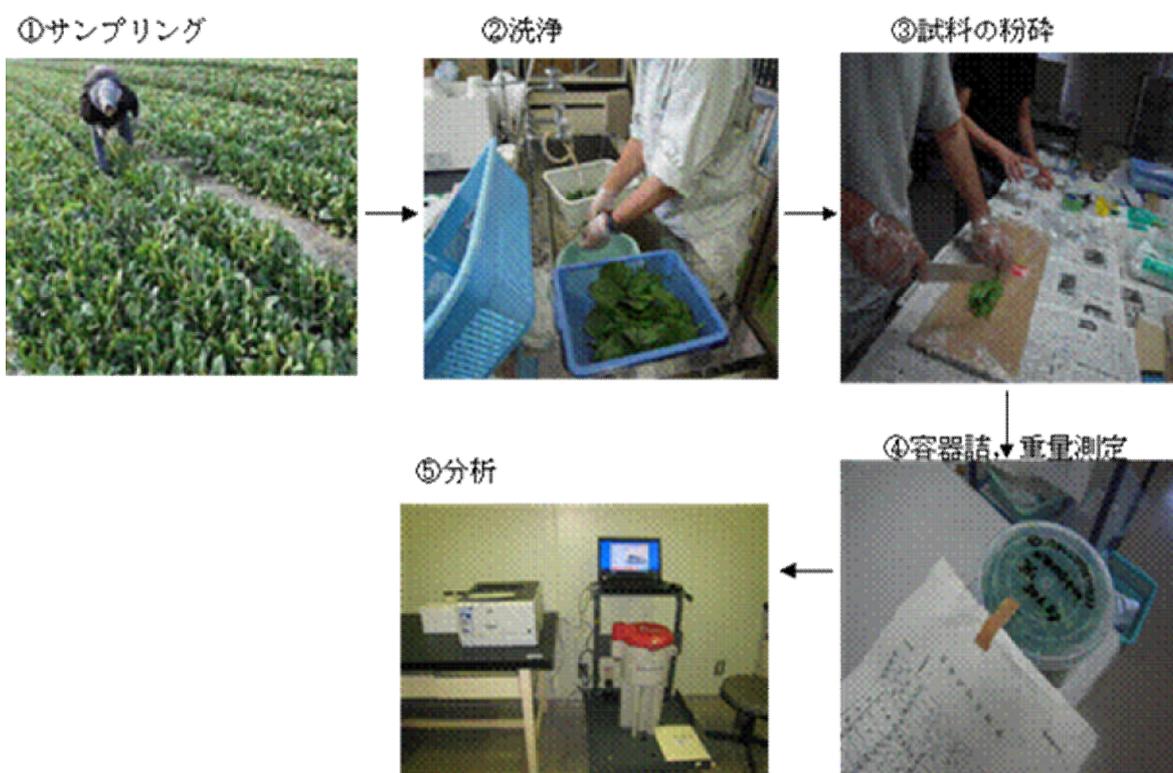
県では, 事故直後から環境放射線監視センターにおいてゲルマニウム半導体検出器 4 台を用いて農林水産物の放射性物質検査を実施してきたが,

より迅速に検査を行うため、出先機関等に簡易検査機器（NaI シンチレーションスペクトロメーター）を整備し、スクリーニング検査を併用することとした。

原発事故発生以降、これまでに 258 品目、47,721 検体の農林水産物を検査した（平成 25 年 3 月 29 日現在）。

なお、簡易検査機器によるスクリーニング検査は、厚生労働省の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 24 年 7 月 12 日）に基づき、次のとおり対象品目及び検査点数を設定し、検査を実施している。

出荷制限解除後の検査については、対象品目により異なるが 1 週間～1 か月毎に検体の採取・検査を実施し、結果を公表している。



スクリーニング法

ア 対象品目

- ・野菜類，果実類，きのこ・山菜類，肉（牛肉，豚肉，イノシシ肉その他の野生鳥獣の肉類），穀類（米，麦類，そば），その他（茶，はちみつ），乳，水産物（海産魚種，内水面魚種），市場流通している食品及び出荷制限を解除された品目
- ・平成 24 年 6 月までの検査で 50Bq/kg を超過した品目

イ 検査点数の考え方

- ・ 主要品目，主要産地で，原則出荷開始前から出荷初期段階で検査実施
- ・ 平成 23 年度に 100Bq/kg を超えた品目については，当該品目で 50Bq/kg 超を検出した地域及び主要産地の市町村では少なくとも 3 点以上。その他の市町村では 1 点以上検査
- ・ 平成 23 年度に 50～100Bq/kg が検出された品目は，当該品目で 50Bq/kg 超を検出した地域の市町村では少なくとも 3 点以上。その他の市町村は，主要な産地で 1 点以上検査

平成 23 年

- 3 月 18 日 ・ 農産物の放射性物質に係る検査を開始
- 20 日 ・ 水産物の放射性物質に係る検査を開始
- 8 月 11 日 ・ 県産牛肉の全戸・県内全頭検査開始
- 16 日 ・ 米の放射性物質検査を開始
- 29 日 ・ 県中央食肉公社に簡易検査機器を 1 台整備
- 9 月 ・ 農業総合センター園芸研究所及び畜産センターに農林水産省から貸与された簡易検査機器を各 1 台整備
- 10 月 ・ 県北及び県西食肉衛生検査所に国の交付金を活用し簡易検査機器を計 5 台整備
- 11 月 ・ 水産試験場に農林水産省から貸与された簡易検査機器を 1 台整備
- 12 月 ・ 林業技術センターに簡易検査機器を 1 台整備
- ・ 野菜について解除後検査以外の品目の簡易検査を開始

平成 24 年

- 3 月 ・ 園芸研究所に簡易検査機器を 1 台整備
- 5 月 ・ 衛生研究所で、加工食品を対象としてゲルマニウム半導体検出器を用いた検査を開始
- 7 月 ・ 消費者庁の貸与事業により 2 台の NaI が食肉衛生検査所に追加で配備された。

ウ 主な農林水産物の検査について

(ア) 野菜類・果実類

- ・ 個別品目ごとに市町村単位で出荷前，出荷盛期を中心に検査を実施

(イ) 穀類

- ・米 : 23年度 44 全市町村で 359 点を検査 (予備調査 36, 本調査 359)
24年度 前年度検査の結果を受け市町村または旧市町村単位で 1.34 点を検査
- ・麦 : 23年度 麦種ごとに 300 トンを上限としてロット検査を出荷前に実施(226 点)
24年度 前年度検査の結果を受け麦種ごとに 300 トンを上限として全ロット検査 (429 点)
- ・大豆 : 23年度 県内 25 市町村、46 点の検査を出荷前に実施。
24年度 前年度検査の結果を受け, 市町村及び旧市町村単位で検査
- ・そば : 23年度 夏そば : 出荷前に 1 点検査。秋そば : 主要産地の 10 市町の 22 点を検査
24年度 前年度検査の結果を受け, 市町村及び旧市町村単位で検査(454 点)

(ウ) 畜産物

- ・原乳 : クーラーステーション単位で週 1 回検査実施
- ・牛肉 : 全頭・全戸検査実施 (23 年 7 月に福島県他 3 県で汚染稲わらを給与されていた牛の肉から, 暫定規制値を上回る放射性物質が検出されたことから, 23 年 8 月 1 日から県内でと畜する牛については全頭検査を開始)
- ・豚肉 : 主要産地の市町村から各 3 点, それ以外の産地から各 1 点検査実施
- ・鶏卵・鶏肉 : 県内全域で週 2~5 点の検査実施

(エ) 水産物

- ・海面, 霞ヶ浦北浦 : 漁期前に検査, 漁期中は主要な魚種について概ね週 1 回検査を実施
- ・内水面 : 漁期前に検査, 漁期中はサンプルを確保できた場合, 検査を実施

(オ) 特用林産物

- ・原木しいたけ : 販売を目的としたしいたけの発生状況により, 月 1 回程度検査を実施
- ・タケノコ・山菜 : 発生状況を踏まえ, 春季に検査を実施
- ・野生きのこ : 発生状況を踏まえ, 検体が採取できた際に検査を実施

(参考) 放射性物質検査手法等の根拠

・検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

平成 23 年 3 月 17 日に食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値が設定されたことに伴い，平成 23 年 4 月 4 日に国（原子力災害対策本部）より「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が出された。

平成 23 年 6 月 27 日に食品中の放射性セシウムが暫定規制値を超えて検出されていることから，「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され，放射性ヨウ素から放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえた内容となった。

平成 24 年 3 月 12 日には新基準値の設定にともない，平成 23 年の検査結果が集積されたことを踏まえ検査の考え方について必要な見直しがされた。その後，平成 24 年 4 月以降の検査結果が集積されたこと，検査対象となる食品が多様化していることから平成 24 年 7 月 12 日に必要な見直しが行われた。

・ゲルマニウム半導体検出器による検査方法

「文部科学省放射能測定法シリーズ ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」

「緊急時環境放射線モニタリングマニュアル 茨城県」 他

・NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる検査方法

「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」（平成 24 年 3 月 1 日改正 厚生労働省）

エ 農用地土壌，牛ふん堆肥等の検査について

(ア) 農用地土壌

平成 23 年 4 月，国の調査に協力し 18 地点，7 月には各市町村毎に 44 地点，11～12 月には 132 地点の農用地土壌の放射性濃度調査を実施した。

11～12 月に実施した調査結果については，国が本県を含む 15 都県分を農地土壌の放射性物質濃度分布図として取りまとめ公表した。（平成 24 年 3 月 23 日）

(イ) 牛ふん堆肥の放射性物質検査等

平成 23 年 8 月 1 日，農林水産省から「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」を发出され，この通知により，肥料の暫定許容値が 400Bq/kg（製品重量）と示された。

平成 23 年 8 月 5 日、農林水産省から「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について発出され、牛ふん堆肥等の暫定許容値を超える放射性セシウムが含まれる恐れがある肥料については、流通再開に向けて各県で検査計画を立て、暫定許容値を下回ることを確認することとなった。

各市町村に検査計画を説明し、牛ふん堆肥製造所から試料のサンプリング（原則、各市町村 3 点ずつ）を行い検査した結果、暫定許容値以上が 1 点あったため、適正な処理を行った。（焼却施設において全量焼却処理）

その他は暫定許容値以下であったため、牛ふん堆肥の製造所が無い 1 町を除き、43 市町村で牛ふん堆肥の利用を再開した。

（4）原発事故に伴う本県農産物の技術対策について

県では安全な農林水産物を提供するため、徹底した放射性物質の検査を実施・公表するとともに、国の指導方針に基づき出荷自粛作物の廃棄方法、出荷調整時の留意事項、牧草の収穫、茶園の深刈り等整枝法、水稲他農作物の放射性物質低減等の技術対策について農業者をはじめ関係者等に広く周知し、それらが確実に取り組まれるよう推進した。



ゲルマニウム半導体検出器による検査
（県環境放射線監視センター）

体験談 10

農政企画課長 加藤弘道

—非結球葉菜類の放射性物質汚染への対応—

私は震災直後、農林水産部農政企画課長（食料対策班長）として避難所への米などの食料調達等に奔走していたが、3月15日、北茨城市モニタリングポストの放射線値が急上昇し、屋内退避区域が半径20kmから30kmに拡大されるに至り、その後は放射性物質への対応に追われることとなった。

（1）本県産の野菜は大丈夫か？

3月15日以降、卸売市場や量販店等から「茨城の野菜は大丈夫か」という声が大きくなってきたことから、安全性確認の検査をしなければと内部で検討を始めた。平成11年のJCO事故の際には、つくばの農業環境技術研究所に迅速な検査をしていただいたので、今回もお願いできないかと分析依頼をしたが、「本省の指示が無いと対応できない」との回答であった。農林水産省では各県の農作物の抽出検査を同研究所で実施する計画で動いていた。

農林水産省の検査を待っていては遅いということで、16日に北茨城市の複数の露地野菜を採取し、とりあえずGMサーベイメーターで放射性物質付着の有無を確認することとした。県庁で他県産と比較して測定すると、本県産は明らかに大きく針が振れ、放射性物質が付着していることが想定された。このことを知事に報告したところ、とにかく本県産農産物の安全性確保が第一であるから、県独自に環境放射線監視センターで分析を開始するよう指示を受けた。

（2）検査の実施、そして結果が

3月17日に厚生労働省から放射性物質の暫定規制値が、18日には食品の放射能測定マニュアルが示されたことを受け、18日にサンプルを採取し分析を始めた。県北・県央地域のネギ、ホウレンソウ各6点を採取し県環境放射線監視センターに持ち込んだ。併せて、農林水産省の農作物影響調査により、県内6ブロックでネギ、ホウレンソウ、キャベツ18点を採取し、(財)日本食品分析センター等で分析することとなった。

19日には県環境放射線監視センターの分析結果がFAXで送られてきた。ホウレンソウは6点全てが放射性ヨウ素の暫定規制値2,000Bq/kgを超過し、最大が15,000Bq/kgであった。ネギは大丈夫だったが、ホウレンソウでこんな高い数字が出ようとは。大変な結果が出たと覚悟を決めて、その日の夕方4時過ぎから知事の記者会見となった。

2,000Bq/kgという暫定規制値は、毎日100g食べ続けても健康に影響が出ないよう十分余裕をもって設定された基準であり、15,000Bq/kgのホウレンソウを1年間平均摂取してもCTスキャンによる被ばく線量の約5分の1程度であることも説明したが、本県産農産物に対する風評被害は凄まじいものがあった。緊急に地域、品目を拡大して調査を行ったが、規制値を超えたのはホウレンソウだけであった。

(3) 出荷制限措置をめぐって

暫定規制値を超過したハウレンソウについては、市町村、JAなど関係団体に出荷・販売の自粛をお願いしたところであったが、3月21日午前11時頃、国の原子力対策本部（本部長は内閣総理大臣）から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示が出るという情報がFAXで届いた。その内容を見て驚いた。ハウレンソウの他にも、同様の形態の非結球性葉菜類、コマツナ、ミズナ、チンゲンサイ、ナバナ（カキナ）、非結球レタス、シュンギクについて、福島、茨城、栃木、群馬各県に対し、各県内全域につき、当分の間、出荷を差し控えるよう指示するという原案であった。分析して大丈夫だったミズナや現時点で出荷がない品目まで出荷制限をかけるのは極めて理不尽である。

すぐさま知事室で対応を協議し、橋本知事自らが関係大臣等に連絡を取り、実態に合わせ、ハウレンソウ以外は出荷制限をかけないよう強力に働きかけをしていただいた。その結果、夕方6時から官房長官の記者会見が始まったが、出荷制限はハウレンソウ及びこれと同様の葉菜類カキナに限定された。（今後の調査結果を踏まえ必要に応じて追加）原子力安全委員会の助言もあって、本県の主張が通った形となった。

その後、原乳、パセリが規制値を超過した際も、出荷制限措置をめぐって、原子力災害対策本部、農林水産省、厚生労働省と調整をしたことが忘れられない。

今思い起こしても、その時の風評被害は凄まじく、大変切迫した状況にあったと思う。また、関係者が一丸となって速やかに損害賠償請求を行った結果、いち早く補償を勝ち取ることができた。本県産農産物の安全性確保、消費者に対する信頼が第一であるとして、橋本知事を先頭として揺らぐことなく一貫して県民のため、国民のために、この難関に対応してきたからこそ、乗り切ることができたと考えている。

—牛の全頭検査—

平成 23 年 7 月、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による食品の放射性物質に関する相談が比較的落ち着いた頃でした。

事故により大気中に放出された放射性セシウムに汚染された稲わら（以下「汚染稲わら」という。）が給餌されていた福島県産の牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出され、全国的に大騒ぎになりました。その後の調査により、汚染された牛肉が県内にも流通していることや茨城県内の畜産農家においても汚染稲わらが給餌されていたことが判明し、各保健所の食品衛生監視員は、土日返上で牛肉の流通状況調査を行い、当該牛肉の回収の確認を行う毎日が続きました。

汚染稲わらの問題が契機となり、その後、放射性セシウムに汚染された牛肉が全国的に流通している状況が判明したことや畜産関係団体からの要望を踏まえ、県産牛肉、特に、常陸牛の安全・安心を確保する観点から、農林水産部畜産課と連携のうえ、早急に県産牛肉の全頭検査体制を整備することになりました。検査人員の確保や全国の自治体で奪い合いになった検査機器の調達、検体搬送等の問題も何とかクリアし、と畜場及び生産者団体等の協力もいただき、8月1日から全頭検査がスタートすることとなりました。

検査開始当初は、食肉衛生検査所に検査機器が整備されていないことから、茨城県環境放射線監視センターのご協力を頂き、約 2 ヶ月間、検査機器（Ge 半導体検出器）を使用していない夕方から翌朝にかけて、機器をお借りして検査を行いました。検査は、農林水産部と保健福祉部の職員が 1 週間交代で行い、毎日、両部の技術系職員 2 名で夜を徹して実施しました。

夜間の検査は、眠気との戦いでした。県内 3 ヶ所のと畜場から多いときには 1 日約 100 頭分搬入される牛肉を 1 頭分ずつ細切し、それを測定容器に詰めながら放射性物質を測定するという単調な作業の繰り返しでしたが、交差汚染がないよう細心の注意を払いながら作業を行うため、片時も気が休まることなく気付くと明け方になっていたことも多々ありました。仮眠もとれずにとにかく必死でやっていたことを今でも鮮明に覚えています。

安全・安心な牛肉を県民に提供したいとの思いで、数値 1 つ出すのにも、このような厳しい条件のもと、少しでも早く検査を行うため、夜を徹して懸命に働いていた職員がいたこともぜひ分かって欲しいと思います。

平成 23 年 10 月には、県内 2 ヶ所の食肉衛生検査所に NaI ガンマ線スペクトロメーターを 5 台配備することができ、以降県内と畜場に搬入される全ての牛について放射性セシウムの検査を行っています。以前のような夜間検査は行う必要がなくなりました。

現在行っている全頭検査を、「いつまでやるの・・・」という言葉をよく耳にすることがあります。放射性セシウムの物理学的半減期は約 30 年間ですから、少なくとも自分の在職中は、やめられないのかなと思っています。

最後に、このような原子力発電所事故が二度と起こらないよう切に願っております。

体験談 12

茨城県畜産農業協同組合連合会 中川 徹

－畜産関係者、生産者の団結力－

本会は、常陸牛指定生産者のモデル牧場として、銚田市に 700 頭規模の肉用牛振興研修農場（以下研修農場）、高萩市に 300 頭規模の米平公共育成牧場（以下米平牧場）の 2 つの牧場を運営しております。

震災直後は、配合飼料がない、水がない、職員が通勤するためのガソリンがない最悪の状況に見舞われました。

研修農場は 1 週間、米平牧場は実に 1 ヶ月間停電となり、ポンプが稼働せず飲料水の確保が難しい状況となりました。また牧場に職員が通勤するためのガソリンの確保が困難となったため、泊まり込みでの必死の飼養管理となりました。

米平牧場は、福島のホームセンターに奇跡的に 1 台おいてあった水を汲み上げるポンプをなんとか購入し、それで沢水を汲み上げて対応、研修農場は、業者より 1 日 2 時間限定で発電機を借り、なんとか飲料水を確保しました。

この間、牧場に寝泊まりしている職員の食料の確保も問題となりましたが、各職員家族、農家、運送会社等からの差し入れ等、各方面からの支えで何とかこの非常事態を乗り切りました。

しかし、これら震災の影響、度重なる余震の影響もあり、牛たちの食欲が極端に落ちる等、かなり状態の悪い状況となり、その状態がその後数ヶ月間続きました。ストレスが肉質に影響する常陸牛にとって、これは致命的といえる状況でした。

ようやく食欲が戻ってきた 7 月 8 日、考えてもいなかった事態が起こりました。

福島県から出荷された牛から暫定基準値を超える放射性物質が検出されたのです。

その後の調査で、給与していた稲ワラに放射性物質が含まれていた事が判明、厳密に言えば、3 月 11 日の原発事故以降に、ほ場から収集された稲ワラを給与したことが原因でした。

この事態を受け、本会を含む常陸牛生産者団体は 7 月 15 日緊急の会議を開催、原因となった国産稲ワラの使用状況を早急に正確に把握し、県に報告する方針を決定。本会でもこの決定を受け、全職員を総動員し休日返上で使用状況の調査を行い、通常の調査期間の半分の期日で県に報告を行いました。

その後、福島県以外の県から出荷された牛からも基準値を超える放射性物質が検出され、牛枝肉の相場は B S E 以来の大暴落となったのです。

当時の東京食肉市場での茨城県産の牛枝肉の相場は、和牛 A4 規格で 350～400 円/kg と信じられない低相場となっており、1 頭当たり 20 万円（通常は 90 万円前後）にもならない状況でした。

しかし生産農家は、この様な極端な低相場の中でも出荷を行っていました。

なぜなら、出荷せざるを得ない理由があったからです。ひとつは震災以降、資金的に逼迫した状況にあり、少しでも収入が必要であったこと、もうひとつは、夏場の厳しい暑さ

の中では出荷適齢期の牛が死亡するリスクが大きかったからです。

このころ一部生産者は、自腹で検査費用を支払って放射性物質検査証を添付して出荷し始めていました。

その結果、検査証明書を添付した牛は、しない牛に比べて 1000 円/kg も高く取引されることがわかりました。

これを受け、本会は上部団体の全畜連と協力し、1 頭当たり約 18,000 円の検査費用で自主検査体制を整えました。

このような逼迫した生産現場の状況をもって、本会、全農、家畜商組合の生産団体は、7 月 21 日、県に対し全頭検査を含めた対策措置の確立に向け国に働きかけるよう県知事に要請を行い、それ以降も度々、県農林水産部長に接見し生産者の意向を訴えました。その後、県当局や関係者の努力により 8 月 1 日には全頭検査体制が整いました。

このような状況で、7 月 25 日、恐れていた事態が起きました。本県の農家の給与稲ワラの調査で 7 戸の農家の稲ワラから基準を超える放射性物質が検出されたのです。本会の直営牧場（鉾田市）で給与していた稲ワラからも放射性物質が検出され、それに伴い県からの要請で、当分の間出荷は自粛となりました。

この時期は、前項でも述べたように夏の厳しい暑さの最中であり、この暑さの中で出荷適齢を迎えた牛をあと数ヶ月長く飼わなければならないという事は、大変な問題であり、飼養管理には最大限の注意を払う必要がありました。

本会が出した結論は、肉質云々より、まず事故を出さない事を最優先にすることでした。給与する飼料を極力減らし、出荷時期の牛のストレスを極力抑える方向で、とにかく牛を殺さないということを最優先に職員全員が集中して管理をしました。

この時期は、牛がまいるのが先か人間がまいるのが先かというような状況で、数ヶ月間があつと言う間に過ぎました。

結果的に、出荷解除までに 1 頭の事故も出さなかったことが不幸中の幸いでしたが、肉質的にはかなり低下を招いた結果となりました。

本会の農場で汚染された稲ワラを食べた可能性がある牛は、結果的に 53 頭にのぼり、販売先に調査が入る等、関係者の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけする結果となりました。

その後、出荷体制は通常ベースに戻りましたが、大きな問題が残りました。

通常、肥育経営は、毎月出荷をし同じ規模の素牛を導入しますが、約 2 ヶ月間出荷できなかったことにより、その期間の素牛の導入もストップしたことで、2 年後、その期間に販売する牛がないという経営的に大きなマイナスが残りました。また出荷、導入が通常ペースに戻ったあとも、堆肥の利用、流通が自粛された影響で、管理面で大きなマイナスが続きました。

出荷自粛規制が解除された後も東日本の牛枝肉相場は全く回復せず、その価格下落分については東京電力に損害賠償請求を行いました。

この請求内容については、本会・全農・家畜商組合の常陸牛生産者団体と県・県畜産協会・県配合基金協会が一致団結・協力して大変な苦勞をして請求基準を定めましたが、東京電力からは、なかなか支払いが行われず、生産者は資金繰りが逼迫した状況が続きました。

特に常陸牛の評価額の算定については、東電と調整が長引き、東電との交渉は本会が専属でありましたが、この交渉が非常に困難を極め、話し合いが夜中になることもしばしばありました。

交渉にあたっては、こちらも妥協しない、東電も妥協しないという状態であったため、決定には約2ヶ月の期間を要しましたが、結果的には、こちらの要求を東電がほぼ100%受け入れる形で決着し、損害賠償が支払われる事になりました。

東日本大震災という未曾有の災害を経験した中で、自然の力はいかに大きく、それに対する人間の力はいかに小さいかということを感じ知らされました。

しかし、人間ひとりひとりの小さな力も、力を合わせれば普段考えられないような大きな力になることも経験しました。

今回のような不測の事態が起きたときの本県の畜産関係者、生産者の団結力はすばらしいものがありました。

常陸牛生産に携わる一人として、今後起きるであろう様々な困難の中で、今回の経験を生かしながら本県の畜産の発展・常陸牛の振興に力を注いでいきたいと思っております。

体験談 13

茨城県酪農業協同組合連合会常務理事 市村 章

－福島原発事故の生乳に対する影響－

3月11日(金)午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、福島第一原発1～3号機が自動停止したとの報道がありました。

私は県酪連事務所から時間をかけて自宅へ戻ったものの、家具が散乱し自宅に入れず近所の知り合いの家に宿泊しました。翌日の早朝、水戸駅南北通路にある「ミルスタ」が心配であり、見に行くものの水戸駅内は進入禁止になっておりました。北口から見る限りにおいては倒壊はなく、後日スタッフの無事な避難を確認し安堵したことを思い出します。

(「ミルスタ」が入居する水戸駅ビル「エクセル」は、地震発生以降全館休業。以後青空市、臨時販売等を経て、4月1日(金)より「エクセル」営業再開に伴い「ミルスタ」も営業再開となった。)

3月11日(金)午後7時3分、国の原子力緊急事態宣言が発令されました。3月12日(土)午後3時36分の福島原発第1号機建屋の水素爆発、3月14日(月)午前11時1分の3号機建屋の水素爆発、3月15日(火)の4号機水素爆発との報道に伴う放射線大量検出の報道は、少なからずも生乳における影響については懸念しておりました。

3月13日(日)調査における県内乳業者は製造ラインの損傷、断水、包材・燃料不足で製造をストップしており、生産者段階においても停電等により搾乳ができず、自家廃棄を余儀なくされ、クーラーステーション(CS)貯蔵分についても廃棄し、集送乳はストップせざるをえませんでした。

県酪連は3月15日(火)緊急拡大理事会を開催し、東日本大震災による非常事態の対応として経過報告から今後の対応を協議し、3月14日～16日まで生産者の自家廃棄を決定しました。併せて本県酪農非常事態を要請しつつ、この間3月17日(木)県酪連内部での協議から、余剰生乳の自己所有地への散布を認める国の特例措置を受け、これを生産者へ通知をし自家廃棄への対応をとりました。

3月19日(土)午後4時30分のテレビ報道で、福島県の一農場より原乳の基準値超えを確認したとの報道がされました。

この時、私たち県酪連は先のJCOの放射能漏れの教訓を生かし、今後の対応のため各CSの生乳について安全安心に万全を期するべく生乳サンプルの分析検査実施の方向で考えており、中央組織とも協議をしておりました。県における3月19日(土)3CSからのサンプリング結果が、いずれも基準値以下であったことから生乳出荷再開の対応をとりました。

しかしながらこの時、福島原発事故の生乳に対する影響がこんなに早く及んでくるとは思っておりませんでした。また、この時放射能への風評拡大を懸念し文書で生産者に対し冷静な対応をお願いしております。

3月22日(火)県酪連は定例の理事会を開催しました。この時が会長の大英断だったと思っております。理事会では「福島県産牛乳で暫定基準値を超す放射性物質が検出され、

本県産も出荷後に検出されれば多方面に迷惑をかける。」とし、全戸で生乳を自主的に廃棄することを決定しました。この決定に至った時間は夕方のものであり、協議を重ねての決断でありました。

3月23日（水）県知事の発表は、厚労省の報道発表に続いて原子力災害対策本部長の菅直人内閣総理大臣からの「貴県内において産出された原乳並びにパセリについて、当分の間出荷を控えるよう関係事業者等に要請すること。」との指示を受けての要請でありました。

3月25日（金）県酪連と県担当者と協議した上、3月28日（月）県知事に対して直接緊急要請書を手渡すことができました。要請書では、本県酪農はかつてない状況にあり、酪農業の廃業にもつながる非常事態であることと、自主廃棄も限界にきていることを述べた上で、

- ・放射性物質のモニタリングの細分化の緊急実施と、その結果に基づく速やかな生乳出荷停止指示の解除
- ・生乳出荷停止指示に基づく原乳の二次的廃棄場所設置の確立
- ・解除に基づく県内乳業者への供給と処理による県産流通の確保と安全性の確立
- ・生乳出荷停止期間における生産者への補償の緊急予算の対応や生産者に対する資金援助の為の融資制度の確立

を求め、具体的にモニタリングや廃棄場所（公的機関用地）を提案したものでありました。

一方で素晴らしい取り組みは、生乳生産者指定団体である中央機関の関東生乳販連でした。3月25日（金）関東生乳販連の理事会で決定された内容は次の通りです。

東日本大震災における影響で、特定地域において乳業者への生乳搬入が不可能となる事態が発生し生乳の廃棄が行われました。3月分乳代は受託した生乳により精算を行うこととなりますが、廃棄を行った会員及び生産者には何ら瑕疵がありません。また廃棄は関東全体の利益のために行ったことから酪農家に対し廃棄乳を含めた乳代プールの実現を図るとし、生乳とも補償要領を制定し、関東全体で対応するという“被災は全員で”の決定が講じられたことであります。

具体的には、大震災以降の3月11日～22日（震災による廃棄）分乳代を関東生乳販連とも補償により支払うという、まさに協同の精神でありました。

また、この時週一回のモニタリングを行ってきましたが、基準値以下の結果でありながら厚労省は「安定して基準値を下回れば出荷制限を解除することとなっており、モニタリングを続けることは望ましく、推移をみていきたい。また、県も結果が微量であっても国の「安定性が継続的に確保されれば速やかに措置を解く」考え方を示しているものの解除にはつながらず、4月に入ってから、これらへの発表は「3回連続で暫定基準値を下回った場合、区域に対して出荷制限を解除する。」と解除への具体性を帯びてきた発表にあり、解除への期待感が見えてきました。特に私たちが要請書に掲げた制限地域の細分化の考えをいち早く示していただきました。

また、生乳出荷制限解除については、“このまま生乳廃棄を続けたら臭いやハエの発生問

題も含んで茨城から酪農家がいなくなってしまう。”と、モニタリングの解除方法も含んで私たちの要請を取り上げていただきました。

生産者が出荷する牛乳代（乳代金）は、県内で1日あたり約4,500万円となります。震災による生乳廃棄分の乳代金は関東生乳販連による補償で対応ができたものの、原発事故による廃棄分（3月23日～31日：9日間）についての支払いが年度末の区切りもあり、この支払時期が近づいてきていることから、同様に関東生乳販連からの支払いで一時的な乗り切りの考えもあったものの、農協中央会や信連からの暖かい貸し出しの言葉もあって、県酪連は4月5日（火）の理事会で4億5千万円の借入れを決定し、県酪連が立替払いを行うことで生産者への不安を一掃することができました。

4月に入り、国は出荷停止の発動・解除措置を市町村単位等、地域毎に変更し、3週間連続で基準値を下回った場合に解除すると発表しました。この間、生産者にはもう少しの辛抱と伝えながら、苦しいモニタリングの対応は国や県に対して何回協議を行ったのかわからないくらいの長きにわたるものであったと記憶しております。

4月11日（月）午後4時29分、原子力災害対策本部からの茨城県産牛乳の安全宣言と茨城県知事からの出荷制限解除の通知により大変長かった苦難の一か月から解放され、ほっとした気持ちで涙を流して喜びました。これからが本当の茨城酪農の復興“がんばっぺ酪農”への第一歩を踏み出したと皆で認識をしたところであります。

以上、東日本大震災における対応の経過の内容を示しましたが、現在も東京電力に対するの風評、除染費用等の損害賠償請求は継続しております。

この東京電力原発事故損害賠償請求については、県、JAが立ち上げた東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会にいち早く会員として迎えられ、組織力によって請求ができたこと、行政の力と系統について感謝をしております。

生乳廃棄期間における不十分な飼育管理は、暫く牛体に影響を与えました。酪農家にとって愛牛ががんばって生産した生乳を廃棄する屈辱は二度とあってはなりません。

原発事故そのものは終息に至っておりませんが、事故が再度発生した場合には、今回同様の事態が想定され、あってはならないことであります。

生乳の場合、現在も二週間に一回のモニタリングが行われております。この実態から牛乳の安全・安心は勿論のこと牛乳の素晴らしさの啓蒙と、今も残る風評の払拭に努めていきたいと思っております。

体験談 14

茨城県原木しいたけ組合会長 飯泉孝司

－原木しいたけ生産者の取組－

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は大きな体験でした。

直前の 2 月 25 日までは植菌作業を終了させて、作業面では一段落した時の出来事であり、地震により発生室のほだ木は崩れ、仮伏せの原木は倒れ、全て立て直すのに一か月位はかかりました。

しかし、我々原木しいたけ生産者にとって本当に大変な出来事は、3 月 12 日に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故でした。県内産の野菜から放射性ヨウ素が検出されたことによる出荷制限に始まり、原木しいたけも風評被害等により注文数が減り、生産しても廃棄処分するしかない状況が続きました。

その後、放射性物質の問題がヨウ素からセシウム 134・137 へと移っていく中で、県内各地で原木しいたけから国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたことで、出荷制限の市町村が増え、原発事故後 2 年余が経過した現在に至るまで、その制限は解除されることなく、終わりの見えない状況が続いています。

また、里山が好きで、木が好きで、原木しいたけをやってみたくて研修に励んでいた若い担い手も沢山いました。しかし、原発事故に伴い、2 年～3 年研修して高知県や島根県、京都府など西の方へ行ってしまった若い担い手もいました。本来なら、この茨城の地で就農するはずだったのです。

このままでは廃業せざるを得ない、このように考えた時期もありました。しかし、ただ手をこまねているのではなく、我々生産者のできる対策は全てやっということうことで、機械メーカーと共同して試行錯誤のうえ原木の洗浄機を開発しました。また、洗浄してでも県内の原木を可能な限り活用していこうと、原木の洗浄センターも設置し、さらに、ほだ木が汚染されないように人工ほだ場を設置する取組なども行ってきました。原発事故がなければこのような取組は必要なかったのですが、今では安全・安心な原木しいたけを生産していくために欠かせない取組となっています。

原木しいたけは、コナラ・クヌギの原木に直接菌を打ち込み、原木の栄養のみで栽培しています。原木を採取するためコナラ・クヌギ林を定期的に伐採することによって、これらの広葉樹林が若返り、里山の保全にも役立っています。原木しいたけ栽培は環境保全循環型農林業の代表なのです。しかし、使用可能な原木の指標値が 50 ベク/L/kg 以下とされたことにより、茨城県内だけでなく東日本地域において、指標値以下の原木を確保することが大変困難な状況となっています。このままでは、原木林が伐採されずに放置され、里山の荒廃へとつながりかねません。

今後、安全・安心な原木しいたけを安定的に生産していくためには、原木のふるさとである里山の再生に取り組む必要があります。そのためには、里山の除染や環境保全などの取組が必要ですが、多大なコストと人的資源が必要となります。しかし、幸いにもこれらの活動に賛同していただける消費者団体や関係機関の方々が沢山いますので、連携を深めながら進めてまいりたいと思います。

原木しいたけが原発事故前の状態に戻るまでには、長い年月がかかるでしょう。しかし、今の若い担い手が将来、「原木しいたけをやっていてよかった！」と思える状況になるまで、我々は頑張っていきたいと思っています。